

『税理士のための相続税Q&A 相続税・贈与税の基礎知識』のお詫びと訂正

標記書籍のQ 3 1 (115~120 ページ) の設定条件に誤りがございましたので、以下のとおり訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

- 1) 設定条件を次のとおり改めてください。

(単位:千円)

相続人	配偶者乙	子A	子B	合計
未分割財産	200,000	76,000	24,000	300,000
分割財産	360,000	140,000	108,000	608,000
債務控除	▲ 40,000			▲ 40,000
生前贈与加算	8,000	4,000		12,000
課税価格	528,000	220,000	132,000	880,000
基礎控除	30,000+6,000×3(人)=			▲48,000
相続税の総額	166,000	66,600	66,600	299,200
案分割合	0.60	0.25	0.15	1.00
算出相続税額	179,520	74,800	44,880	299,200
贈与税額控除	▲ 1,510	▲ 335		▲ 1,845

- 2) 設定条件を改めたことにより、配偶者乙に対する相続税額の軽減額は次のとおりとなります。

116,672,727 円 → 125,120,000 円

- 3) 計算過程の (1) (2) (3) を次のとおり改めてください。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{(乙の算出相続税額)} \\ 179,520 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(贈与税額控除額)} \\ 1,510 \text{ 千円} \end{array} = 178,010 \text{ 千円}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{(相続税の総額)} \\ 299,200 \text{ 千円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(下記【Aの計算】)} \\ 368,000 \text{ 千円} \end{array}}{\begin{array}{l} 880,000 \text{ 千円} \\ \text{(課税価格の合計額)} \end{array}} = 125,120 \text{ 千円}$$

【Aの計算】中の④イの債務控除額を「40,000 千円」に改めてください。

- (3) (1) > (2) ∴ 125,120 千円 (いずれか少ない方の金額)